

# 平成29年度鴨川市文化施設運営協議会次第

平成30年3月13日（火）午前10時

鴨川市文化財センター学習室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- (1) 報告第1号      平成29年度事業報告について
- (2) 議案第1号      平成30年度事業計画（案）について
- (3) その他          市民ギャラリー事業仕分けの結果について

## 4 閉 会



○鴨川市文化施設運営協議会設置条例

平成17年2月11日  
条例第86号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の諮問機関として、鴨川市文化施設運営協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「文化施設」とは、鴨川市郷土資料館、鴨川市文化財センター及び鴨川市民ギャラリーをいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 文化施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 文化施設における事業の実施及び奨励に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、文化施設の振興に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。